

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目№	2 4 - 1 1	提案日	第 2 回 協議会 平成 1 6 年 9 月 2 4 日	協議日	第 3 回 協議会 平成 1 6 年 1 0 月 1 3 日						
協議項目	市町村道の取扱い・市道路線認定の取扱い			関係項目							
調整方針(案)	市町村道の取扱い 現行の市町村道は、新市に引き継ぐ。路線の等級は、新市において見直す。 路線の認定 市道路線の認定基準は、次を基本として、合併までに、新たな基準を設ける。 ・日常生活上重要な道路で、幅員が 4.0m以上の、公道と公道とを結ぶ道路 ・通学、通園等に利用する歩道で、幅員が 1.5m以上の、公道と公道とを結ぶ歩道 ・法定外公共物（赤線）で、幅員が 1.8m以上の、公道と公道とを結ぶ道路			協議結果	方針案のとおり						
関係資料	○ 市町村道認定基準										
<table><tr><td>伊 那 市</td><td>高 遠 町</td><td>長 谷 村</td></tr><tr><td> ・日常生活上重要な道路で、幅員が4.0m以上 ・通学、通園等の歩道は、1.5m以上 ・上記以外で重要な道路は、2.5m以上（暫定処置） ・通り抜けできない道路は、基準に基づく転回広場を設置 </td><td> ・日常生活上重要な道路で、幅員が4.0m以上 ・特認事項として、最低幅員 2 m以上で、その道路に関係する住宅が 2 戸以上あること ・通り抜けできない道路では、終点付近に車の回転場を有するもの </td><td> ・日常生活上重要な道路 ・上記以外で重要な道路 </td></tr></table>						伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村	・日常生活上重要な道路で、幅員が4.0m以上 ・通学、通園等の歩道は、1.5m以上 ・上記以外で重要な道路は、2.5m以上（暫定処置） ・通り抜けできない道路は、基準に基づく転回広場を設置	・日常生活上重要な道路で、幅員が4.0m以上 ・特認事項として、最低幅員 2 m以上で、その道路に関係する住宅が 2 戸以上あること ・通り抜けできない道路では、終点付近に車の回転場を有するもの	・日常生活上重要な道路 ・上記以外で重要な道路
伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村									
・日常生活上重要な道路で、幅員が4.0m以上 ・通学、通園等の歩道は、1.5m以上 ・上記以外で重要な道路は、2.5m以上（暫定処置） ・通り抜けできない道路は、基準に基づく転回広場を設置	・日常生活上重要な道路で、幅員が4.0m以上 ・特認事項として、最低幅員 2 m以上で、その道路に関係する住宅が 2 戸以上あること ・通り抜けできない道路では、終点付近に車の回転場を有するもの	・日常生活上重要な道路 ・上記以外で重要な道路									